

ローソンマート店長会議にご参加の皆様へ

大丈夫？



過労死ラインを超えて 働いていませんか？

1日12時間、休みは週1回　これは危険です

社員だから多くの仕事をするのは当たり前？本当にそうでしょうか。

一般的な仕事量・時間と給与を比較してみてください。

1日8時間　週40時間の労働時間規制　（労働基準法　32条）

有給休暇をつかえる権利　（労働基準法　39条）

全国平均給与は409万円で、男性504万円女性268万円です。

（国税庁の平成23年　民間給与実態統計調査より）



健康を削りながら低賃金で働いていませんか？

2014年9月テレビ東京「ガイアの夜明け」で取り上げられました。労働組合に入って働く環境をよくしていきませんか。法律をもとにあなたの健康と賃金をまもるため会社にしっかり交渉していきます。まずはご相談ください

相談無料・秘密厳守

首都圏青年ユニオン（東京公務公共一般労働組合　青年一般支部）

電話：03-5395-5359　青年ユニオン代表　union@seinen-u.org

「名ばかり店長」認定

SHOP99訴訟 165万支払い命令

地裁立川支部

店長というだけで管理職とみなし残業代を支払わないのは違法だとして、コンビニ店「SHOP99」で店長を務めていた男性が、店を展開する「九九プラス」(本社・新宿区)を相手取り、未払い残業代など約450万円の支払いを求めた訴訟の判決が31日、地裁立川支部であり、飯塚宏裁判長は約165万円の支払いを命じた。

判決によると、元店長だった清水文美さん(31)は2006年9月に入社し、07年6月から店長になった。以降、会社からは、残業代

の支払い対象ではない労働基準法上の「管理監督者」として扱われ、月給も5万円近く落ち込んだ。またアルバイト従業員が不在時には自ら勤務の穴埋めをしており、長時間労働がたつて体調を崩し、同年10月には休職を余儀なくされた。

口頭弁論で原告側は「本社からの指示で店舗の運営をしていただけ」「労働時間に関する自由裁量もなかった」と述べ、店長とは名ばかりで、管理監督者ではなかったと主張した。

被告側は「アルバイト従業員の採用や労働時間を決定するなど指揮・監督をしていた」「店舗では商品の発注や値引きなどをしており、その権限も大きかった」などと述べ、原告は管理監督者だったと訴えていた。

この日の判決で飯塚裁判長は「店長(原告)にはアルバイト従業員の時給決定権がなく人事権は狭かった。返品商品はバイヤーの決済が必要で、取扱商品については決定に権限がないなど、店舗内ですら十分な権限があったとはいえない」と認定。職務内容や権限などから、「原告は管理監督者にはあたらない」と

結論づけた。

さらに長時間労働の末、体調を崩した点についても、判決は言及。飯塚裁判長は「深夜まで勤務した日が散見しており、正常な生活リズムに支障を生じさせて疲労を増幅させた」として因果関係も認め、「長時間労働を是正するための有効な措置を講じなかった」として、安全配慮義務違反による慰謝料100万円の支払いも命じた。

判決後、原告の清水さん

は「自分の思いがきちんと伝わり、後悔がない中身になった。裁判をやってきて良かった。壊れた体は戻らず、働くことがこれほど難しいのかと実感させられた」と感想を述べた。

一方、被告の九九プラスは「当社の主張が認められず、残念。判決文を検討して、控訴するか考える」とコメントした。

検討し、働き方の実態に即した処遇を企業側に求めている。

残業代支払いの適用が労働基準法で除外されている「管理監督者」の定義は、「管理監督者」の定義は、相次ぐ訴訟で、厳しくなる傾向にある。厚生労働省も08年9月、「名ばかり店

長」にあたる労働実態を列記した通達を都道府県に出し、不適切な就労を防ぐとした。

だが人事上の「管理職」と、労基法上の「管理監督者」を依然として、一体と考えている企業もある。管理職にあたるか否かは、最終的に、個々の会社の判断に委ねられているからだ。

労務管理に詳しい多摩労務管理事務所代表の高橋邦名・社会保険労務士は「給料面だけでなく、管理職として会社にどう貢献してもらいたいかを考え、労働者にも示すべきだ」と指摘する。こうした配慮が適正に行われているかを監視することも必要で、外部の専門家が評価するなど、労働者側が納得できるように客観的な仕組み作りが、企業側に求められている。

(前村尚)

多摩

【支局】

立川 〒190-8540
立川市曙町1-27-10
電話 042-523-4477
Fax 523-4478
メールはtachikawa@yomiuri.co.jp

八王子 〒192-8536
八王子市本町24-8
電話 042-622-7161
Fax 622-7164

町田 〒194-0021
町田市中町2-4-14
電話 042-723-3661

府中 〒183-0026
府中市南町4-40-33
電話 042-351-4141

【通信部】

青梅 0428-21-4015
福生 042-551-0540
東村山 042-392-1121

購読、配達

立川南部	644-6538
立川北部	522-0840
立川	548-3387
府中	362-5032
町田	722-7746
福生	22-2937
東村山	551-1110
青梅	395-4311
八王子	581-7224
立川	325-6184
府中	541-0276
町田	471-0053
八王子	561-0077
立川	562-2703
府中	321-0986
町田	375-9424
八王子	350-6260
立川	572-3931
府中	491-1022
町田	558-1843

読売広告 042-524-0435

読売旅行 042-523-1491

読売IS(折り込み) 042-739-3803